

自然環境保全地域の指定要件とゾーニングについて

自然環境保全地域は、自然環境保全法その他に定められた要件によって指定され、その区域内において海域特別地区・普通地区のゾーニングを行うことができる。

1. 指定要件について

(1) 自然環境保全法

自然環境保全法は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保等を目的として（法 1 条）、自然環境が優れた状態を維持している海域を自然環境保全地域に指定するものとしている（法 22 条 1 項）。

自然環境保全法の目的（法 1 条）

この法律は、…自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

自然環境保全地域の指定（法 22 条 1 項）

環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

5 号 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積¹以上のもの

(2) 自然環境保全基本方針

自然環境保全法に基づく自然環境保全基本方針（昭和 48 年 11 月 6 日総理府告示 30 号）は、自然環境保全地域の指定方針を定めている。

自然環境保全地域の指定方針（自然環境保全基本方針第 2 部の 3）

すぐれた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川、植物の自生地、野生動物の生息地等でその自然環境がすぐれた状態を維持しているもの等で一定の広がりをもつた地域について、農林漁業等地域住民の生業の安定、福祉の向上、資源の長期的確保等自然

¹ 自然環境保全法施行令 4 条 3 項

法第 22 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの政令で定める面積は、10 ヘクタールとする。

的社会的諸条件を配慮しながら、指定を図るものであるが、特に次に掲げるものについては、速やかに指定を図るものとする。

- (1) 人の活動による影響を受けやすい弱い自然で破壊されると復元困難な地域
- (2) 自然環境の特徴が特異性、固有性又は稀少性を有するもの
- (3) 当該地域の周辺において開発が進んでおり、又は急激に進行するおそれがあるために、その影響を受け、すぐれた自然状態が損なわれるおそれのあるもの

(3) 自然環境保全地域等選定要領

自然環境保全地域等選定要領（昭和 49 年 6 月 10 日）は、法律の規定を受けて自然環境保全地域の指定要件を具体化している。

自然環境保全地域の指定要件（自然環境保全地域等選定要領〔2〕）

第一要件 対象となる自然環境

わが国のすぐれた自然環境のうち、法第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものであって、次の要件に合致する地域であること。なお、選定にあたっては、全国的に地方的に保全地域が散在するよう配慮するとともに、住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮すること。

5 海域

人為の影響の少ない海域であって、海底地形に特色があり、熱帯魚、さんご、海そう、その他、これらに類する海中動植物が豊富であり、海水が清澄であること。

第二要件 自然度

自然度が比較的高い状態を維持していること。ただし、地形地質、自然現象、植物の自生地、野生動物の生息地にあつては、当該保全対象物の特異性、稀少性、固有性の価値より判断し、地域を選定するものとする。（別表－自然度の判定）

第三要件 面積及び形態

当該地域の保全要件を維持するため、政令に規定する面積が確保されること。区域はまとまりのある一団地の形態が取れること。

2. ゾーニングについて

(1) 自然環境保全法

自然環境保全法は、自然環境保全地域の区域内に、保全計画に基づいて海域特別地区を指定することができる（法 23 条 2 項、法 27 条 1 項）、それ以外の区域は普通地区としている（法 28 条 1 項）。

自然環境保全地域に関する保全計画（法 23 条）

- 1 項 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、環境大臣が決定する。
- 2 項 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 号 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
 - 2 号 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「特別地区」という。）又は特に保全を図るべき海域（以下「海域特別地区」という。）の指定に関する事項
 - 3 号 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
 - 4 号 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

海域特別地区の指定（法 27 条 1 項）

環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、海域特別地区を指定することができる。

(2) 自然環境保全地域等の指定書及び保全計画書作成要領

自然環境保全地域等の指定書及び保全計画書作成要領（昭和 52 年 11 月 1 日）は、海域特別地区の指定について、保全対象を保全するために必要不可欠な核となるものを選定するなどに留意することとしている。

海域特別地区の指定に関する事項（自然環境保全地域等の指定書及び保全計画書作成要領第 2 の 2 の(2)のイ）

海中特別地区は、海中の自然環境がすぐれた状態を維持している海域を対象として設定される自然環境保全地域の中で、自然環境の特性に応じて特に保全を図るべき海域で、次に掲げるもののうち、保全対象を保全するために必要不可欠な核となるものについて、その必要な限度において選定する。

- a 熱帯魚、さんご、海草その他これに類する海中動植物の種類が豊富であるもの又は稀有な種類を含むもので当該海域の生態系構成上重要なもの

b 特異の海底地形、地質、自然現象を有するもの

(注) 自然環境保全地域のうち特別地区及び海中特別地区に含まれない区域が普通地区であり、緩衝地帯としての役割を果すこととなる。